

# 賠償償還及払戻金（石炭じん肺訴訟に係る賠償金）

令和6年度概算要求額 **3.3億円（3.7億円）**

産業保安グループ  
鉱山・火薬類監理官付  
石炭保安室

## 事業の内容

### 事業目的

国内の炭鉱の坑内で働いていた労働者又はその遺族による国にじん肺罹患の損害賠償を求めた訴訟において、筑豊じん肺訴訟最高裁判決（平成16年4月27日）で、国の規制権限不行使の国家賠償法第1条第1項適用上の違法が確定した。

このため、同様な訴訟において要件を満たす原告と早期に和解し、和解調書に基づき損害賠償金を支払うことを目的とする。

### 事業概要

本事業は、国内炭鉱の坑内で働いていた労働者が、じん肺に罹患したとして国を提訴した訴訟において、国は、要件を満たす原告と早期に和解し、その訴訟の手続きに従って損害賠償金を支払うもの。

和解に当たっては、筑豊じん肺訴訟最高裁判決（平成16年4月27日）で示された以下の要件を満たすことが必要。

- （1）昭和35年4月1日から昭和61年10月31日までの間に国内の炭鉱の坑内で働いていたこと。
- （2）じん肺が進行し療養が必要であること、あるいはじん肺により死亡したものであること。
- （3）時効などにより、損害賠償請求権が消滅していないこと。

## 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

国内炭鉱の坑内で働いていた労働者が、じん肺に罹患したとして国を提訴した訴訟において、最高裁判決の要件を満たす原告と和解が成立した場合に、国は、その訴訟の手続きに従って速やかに損害賠償金を支払う。

②国と原告側の和解が成立した場合、  
国は損害賠償金を弁護士に支払う

①各原告が弁護士に訴訟を委任する



③弁護士が損害賠償金を代理受理し、各原告へ損害賠償金を支払う

## 成果目標

最高裁判決の要件を満たす原告と和解が成立した場合に、速やかに損害賠償金を支払うこと。